

令和4年6月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 2階会議室 令和4年6月23日(木)  
午前9時～

2. 出席委員(13人)

委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

推進委員	1番	加納	秋一
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光
推進委員	5番	川間	哲志
推進委員	6番	重村	安治
推進委員	7番	外山	安孝
推進委員	8番	亘	幸世
推進委員	9番	大江	義仁
推進委員	10番	前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第19号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について  
議案第20号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について  
議案第21号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について  
議案第22号 あっせん譲受け候補者名簿(仁志字)の修正及び追加について  
議案第23号 営農計画書の受理について

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告について
- ② 相続の届出に関する報告
- ③ 時効取得に関する報告について

5. その他

(1) 次期総会について

日時：令和4年7月22(金)午前9時～  
 場所：和泊町役場(結いホール)  
 議案提出締切日：7月14日(木)  
 現地確認調査日：7月15日(金)午後1時30分時から  
 議案発送日：7月19日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大吉 憲仁 事務局次長 西村 雄次  
 事務局主査 先山 照子 任用職員 中野 碧

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年6月期和泊町農業員 会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達してお りますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお 願います。
会長	おはようございます。本日平田委員が体調不良で欠席のようです。 あと、先月農業者年金受給者会役員会がありまして今年の総会は中止とい う事になりました。公有財産審査会にも参加してきました。以上です。
事務局	ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第 5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願 いしたいと思います。
議長	はい、それでは進めていきたいと思います。議事録の署名委員を玉野 委員、谷山委員、私の3名でいきたいと思います。よろしいですか。 (はいの声) それでは、議案に入りたいと思います。議案の第17号 農地法第3条 の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理 したので次の通り審議を求めます。説明をお願いします。
事務局	はい、説明します。申請番号1番 権利の書類が所有権の移転になりま す。土地の所在が西原字水附〇〇普通畑 農振農用地 929㎡ 他1筆合 計面積が5,238㎡ 譲渡人が大字西原にお住まいの〇〇氏 譲受人が大字 西原にお住まいの〇〇氏です。申請事由が息子さんへの贈与です。申請番

	<p>号2番 権利の書類が所有権の移転になります。土地の所在が大字大城皆川竿〇〇 普通畑 農振農用地 3,003㎡他1筆 合計面積3,648㎡ 譲渡人が大字大城にお住まいの〇〇氏 申請事由がその他の資金の為 譲受人が大字大城にお住まいの〇〇氏 申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員による売買のあっ旋になります。反あたり74万4千円になります。</p> <p>申請番号3番 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が玉城字後袋 〇〇 普通畑 農振農用地 2,435㎡ 譲渡人が愛知県蒲郡市にお住いの〇〇氏 申請事由がその他の資金の為。譲受人が大字玉城〇〇にお住いの〇〇氏 申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員による売買のあっ旋になります。反あたり60万円になります。これらの申請は農地法第3条第2項各項に該当しないと思われる為許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いします。</p>
議長	はい、それでは申請番号1番からいきます。久富委員補足などありますか。
久富委員	特にはありません。
議長	はい、申請番号2番谷山委員補足などありますか。
谷山委員	はい、娘さんと二人暮らしで仕事をしてたんですが体調不良で生活が厳しいという事です。
議長	はい、申請番号3番玉野委員補足などありますか。
玉野委員	特にはありません。
議長	<p>はい、なにか質問等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全委員賛成という事で許可します。それでは次にいきたいと思ひます。議案の第18号農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請を受理したので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
事務局	はい、それでは説明いたします。整理番号1番土地の所在が大字和後原〇〇 畑 1,181㎡ 自作地 譲渡人が大字和にお住まいの〇〇さん 変更後の転用計画は農用資材・肥料置場・農用車両置場・農用機械・機具置

場・通路となっております。権利の種類が使用貸借となっております。譲受人が大字和にお住いの〇〇さんです。対価は無償となっております。用途変更済みとなっております。それでは次のページ5ページの意見書を説明いたします。農地転用に関する許可基準からみた意見という事で農地の区分、こちらは農用地区域内農地となっております。許可基準に定める農地の区分といたしまして農用地利用計画指定用途となっております。該当事項とした判断理由といたしまして、和集落の北東に位置し、主にジャガイモ等の栽培が行われてる農地である。申請地周辺は10ha以上の農地の広がりが見られる、町が定めた農用地区域内農地に指定されている。面積がその他で1,181㎡割合としまして100%です。次の検討事項説明致します。1農地の区分と転用目的、申請地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由。こちら1に対して申請地は、農用地区域内農地と判断される、不許可の例外である農業用施設に該当する。2番資力及び信用 資金の調達については、自己資金を計画しており金融機関の残高証明書において、資力に問題はないと認める。3番転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況 法定小作人を含め転用行為の妨げとなる権利を有する者はいない。4番申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 申請人は、輸送野菜とサトウキビの複合経営をしている。転用計画からして遅滞なく供することの確実性はある。7番計画面積の妥当性 申請地に農用資材・肥料置場・農用車両置場・農用機械・機具置場及び通路を設置するに1,181㎡は妥当である。9番周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無 被害防除計画書記載の措置をとるため支障はないものと認める。11番法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況 土地改良投資用地ではない。総合意見といたしまして許可相当である。申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はない。現地確認を大福委員・加納委員・福山家屋調査士・事務局で行いました。以上です。

議長

はい、只今の説明に質問等ありますか。

(なしの声)

大福委員補足などありますか。

玉野委員

はい、申請地は形状的に農業に向いてないので資材置場した方がよろしいかなと思います。

議長

はい、他に質問等ありますか。

(なしの声)

なければ承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全委員挙手)

	<p>全委員賛成という事で許可します。</p> <p>では、次に議案第19号20号 農用地利用集積計画（相対）の作成について農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので審議をお願いします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農用地利用集積計画等集計表でご説明します。基盤法の相対の契約が10件 全て賃貸借で面積が42,769㎡ 公社を通した契約が1件面積が1,350㎡合わせて11件で44,119㎡となっております。以上です。</p>
議長	<p>では、新規の説明をお願いします。5番玉野委員お願いします。</p>
玉野委員	<p>はい、こちらはみなしの解消です。</p>
議長	<p>はい、6番徳永委員お願いいたします。</p>
徳永委員	<p>これもみなしの解消です。</p>
議長	<p>はい、7番伊地知委員お願いいたします。</p>
伊地知委	<p>耕作者変更になります。</p>
議長	<p>はい、8番山田委員お願いします。</p>
山田委員	<p>こちらもみなしの解消です。</p>
議長	<p>はい、9番大福委員お願いします。</p>
大福委員	<p>はい、9番と10番はみなしの解消になります。</p>
議長	<p>はい、今の説明に質問等ありますか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>なければ承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>（全委員挙手）</p> <p>全委員賛成という事で許可します。</p> <p>それでは議案第21号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実践要領第9に基づくあっせんの申し出があったので、別紙の通り提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、それでは説明致します。16ページ売りのあっ旋が1件が出ております。土地の所在が大字西原免座納 ○○ 畑 4,767㎡ 国頭字にお住まいの○○さん 希望価格が○○万円です。続きまして18ページ借りたいのあっ旋申し出です。整理番号1番土地の所在が国頭・西原・喜美留畑 5,000㎡ 大字国頭にお住いの○○さん 価格は相場となっております。○○さんには認定農業者になるよう伝えてあります。整理番号2番土地の所在が国頭 畑 5,000㎡ 国頭の有限会社○○から出ております。希望価格は相場という事です。有限会社○○は認定農業者で名簿登録があります。続きまして19ページ 買いのあっ旋が1件出ております。土地の所在が皆川窪田○○と○○合計面積が1,005㎡ 申し出者が株式会社○○から出ております。全面積で○○万円希望であります。株式会社○○は認定農業者で名簿登録があります。以上です。</p>
議長	<p>はい、16ページに戻ります。売りのあっ旋、あっせん委員が久富委員と今井委員でいきます。あっせん価格はどうか。</p>
盛田委員	<p>すいません。ここの畑を前借りしてたんですが基盤整備済となっておりますが基盤整備無で、畑かんもないです。メリットは畑が大きいところくらいで石も入ってるのであまりいい畑ではありません。それとあっせん価格はちゃんと○○万円からになります。と、決めて○○さんにお伝えしたほうがよろしいのかなと思います。</p>
議長	<p>はい、それでは久富委員どうでしょうか。</p>
久富委員	<p>○○万円からではないかなと思います。</p>
今井委員	<p>私も○○万円からだと思います。</p>
議長	<p>それでは、○○万円からでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。  (全委員挙手)  全委員賛成という事で許可します。  それでは18ページ借りのあっせんに行きたいと思います。  整理番号1番のあっせん委員は国頭・西原・喜美留の3名でお願いします。整理番号2番のあっせん委員は国頭の3名でお願いします。</p>
今井委員	<p>1番の○○さんなんですが、畑を借りたい場合はあっせんを出してくださいと話したのは私なんですが認定農業者じゃないとあっせんをかけることができないという話を聞いたので○○さんに認定農業者じゃないとあっせんをかけることができません。とお話しをしました。それで、○○</p>

	<p>さんは週末に与論から沖永良部に帰ってきて畑をしてる農家さんなのでこれから認定農業者の申請を出して認定農業者になった場合そういう方でもあっせんできるのかなと思っていますところ。</p>
事務局	<p>できると思いますが経済課の方で認定農業者を申請してとおるかですね。</p>
議長	<p>では、こちらは保留にして説明を〇〇さんにもしてください。 19ページにいきたいと思います。あっせん委員を徳永委員お願いします。</p>
徳永委員	<p>全面積で〇〇万円は少し安いんじゃないかなと思います。 〇〇万円がいいと思います。</p>
議長	<p>では、あっせん価格は〇〇万円からであっせん委員を徳永委員と重村委員をお願いします。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) では、議案第22号 農地移動適正化あっ旋事業に基づき譲受け候補者名簿お見直しについて 農地移動適正化あっ旋事業実践要領第4に(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の修正および追加の申し出があったので別紙のとおり見直しについて審議を求める。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、こちら仁志字の候補者名簿ですが追加で10番から12番追加しております。10番の〇〇さんは〇〇さんの息子さんと一緒に農業をされてて株式会社〇〇の組合員になってます。12番の〇〇さんは定職して現在認定農業者の申請をされているそうです。</p>
議長	<p>はい、只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) では、議案第23号 営農計画書を受理したので別紙のとおり提出する。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明を致します。喜美留にお住まいの〇〇さんが農業をしたいという事で、元々〇〇さんは沖永良部出身ではなく同居してる〇〇さんという方が喜美留出身で〇〇さんの土地を借りながら規模拡大をしたいというのと新規認定就農者の申請を出す予定で、JAに農家登録をしたいとのことです。今回営農計画書を出したのは、農地台帳を作成する為です。今後、この方で畑の契約が上がってくると思います。</p>

議長	はい、農地台帳作成の為の営農計画書だそうです。 伊地知委員何かありますか。
伊地知委	いえ、特に何もありません。
議長	はい、それでは承認をしてよろしいでしょうか。 よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 それでは合意解約、相続、時効取得の報告をお願いします。
事務局	はい、合意解約が1件から14件まであります。 1件から2件が自作地とする為です。3件から9件が耕作者変更です。 10件から11件、14件が公社に乗せ替えです。12件から13件が所有権移転になります。続きまして、農地法第3条の相続になります。和字 竿津 ○ ○ 畑 2,864㎡他4筆 合計面積が11,749㎡ 被相続人が○○さん 権利を取得した者は福岡県にお住いの○○さん あっ旋の希望は有りという事でした。今回の総会にもあがってきたのですが全畑を当分の間は貸すとの事でした。契約が切れ次第売るか考えるという意向です。続きまして、29ページ時効取得になります。場所が手々知名字乙上原○○ 畑 1,395㎡ 権利者が手々知名にお住いの○○さん 義務者が茨城県にお住いの○○さんです。○○さんは○○さんのお兄さんになります。 ○○さんは農業しており経営面積1町ほどあるとのことで問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	はい、只今の説明に質問等ありますか。 (なしの声) それでは承認をしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員賛成という事で許可します。 以上を持ちまして、本日の総会を終了致します。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する



令和 4 年 6 月 23 日

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---